

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等）</p> <p>第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千九百八十八号、同理事会決議第千九百八十九号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。</p> <p>2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号、同理事会決議第千九百八十九号及び同理事会決議第千二百五十三号とする。</p>	<p>（国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等）</p> <p>第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国際テロリストの財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号、同理事会決議第千九百八十九号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。</p> <p>2 法第三条第一項の名簿を作成する委員会を設置する政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号とする。</p>